

## 6 小康期

### 〈小康期〉

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

### 〈目的〉

区民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 〈対策の考え方〉

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について区民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### 〈実施体制〉

- 政府が「緊急事態解除宣言」を行ったときは、区対策本部を廃止する。
- 対策会議において対策の総括と評価を行った後、通常の組織体制に移行する。

#### (1) サーベイランス・情報収集

平常時に通年実施しているインフルエンザサーベイランスを継続するが、特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。

- 新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、新型インフルエンザ等が再流行(1.0人／定点医療機関)するまでの間、区内の学校・施設・医療機関等関係機関と密に連絡を行い、クラスターサーベイランスを都と連携し実施する。(健康部)

#### (2) 情報提供・共有

##### ア 区民及び事業者への情報提供

患者の発生状況や国の基本的対処方針の変更等から都が新型インフルエンザ等の第一波の終息の発表した場合、区民及び事業所へ流行終息を周知し、区民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

- 都の終息宣言の発表を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、区民生活及び経済活動の速やかな回復を、区の広報媒体のほか、関係機関の協力を得て、区民や事業者に呼び掛ける。あわせて、第二波発生の可能性もあることから、それに備えることも呼び掛ける。(総務部、関係各部)
- 事業者に対して、事業者団体等を通じ、ファクシミリや電子メール等により情報提供し、事業活動の速やかな回復を呼び掛ける。(文化産業観光部、関係各部)

#### イ 関係機関への情報提供

医療機関等の関係機関に対し、患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

- 健康危機管理連絡協議会を開催し、最新情報の提供とこれまでの対策の検証を行うとともに第二波の流行に備えた各機関の体制を把握する。（総務部、健康部）

#### (3) 区民相談

状況をみながら、相談窓口の体制を縮小する。

- 相談件数の減少に伴い対応人員等を縮小する。（区民部、福祉部、関係各部）
- 台東保健所に設置した台東区新型インフルエンザ相談センターは、状況に応じて終了する。また、夜間・休日の一般相談も終了する。台東保健所は通常業務において区民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。（健康部）

#### (4) 感染拡大防止

流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の協力要請を解除する。

また、流行の第二に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。

#### (5) 予防接種

第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。

#### (6) 医療

区内医療機関に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。

- 区内医療機関に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。（健康部）
- 第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。（健康部）

#### (7) 区民生活及び経済活動の安定の確保

事業者、区民に平常時の区民生活への回復を呼び掛けると共に、行政機能をできるだけ速やかに回復するよう努める。